平成２５年（フ）第６４４０号
千葉県市川市大町71番地の２
破産者　サイトー工業株式会社
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４４１号
千葉県鎌ケ谷市南初富２丁目17―32―12
破産者　齋藤　好代
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４６３号
京都府京都市下京区醒ケ井通松原下ル篠屋町58番地ヴィルヌーブ堀川松原503
破産者　有限会社絹座
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４６４号
神奈川県鎌倉市七里ガ浜東４丁目15―14
破産者　渡辺　輝美（旧姓森川）
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４６５号
東京都江戸川区東小松川１―12―16、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区西一之江２丁目21番７号
破産者　株式会社鈴木工業所
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４６６号
東京都江戸川区東小松川１丁目12―16
破産者　鈴木　英夫
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４６９号
東京都新宿区西新宿７―20―16　プラザシティⅡ―401、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区新宿２丁目12番16号　セントフォービル604号室
破産者　株式会社ナチュラルナイン
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４８４号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸７丁目２―21
破産者　宮路　一成
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４８５号
東京都練馬区豊玉北５丁目24―15―702
破産者　宮路緋芙美
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６４８７号
東京都大田区中央２丁目９番15号
破産者　新大田建設センター事業協同組合
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５０３号
東京都世田谷区池尻１丁目６番４号
破産者　有限会社ゲルマン
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５０４号
東京都世田谷区野沢２丁目32―17　メゾンイケダ201
破産者　羽鳥　　茂
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５１４号
埼玉県川口市本町３丁目11番10―101号
破産者　株式会社テックエスティ
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５３９号
神奈川県綾瀬市寺尾台３丁目１番５号
破産者　有限会社アドバンス
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５５２号
神奈川県厚木市上荻野1342番地
破産者　有限会社サコーエフ・アール・ピー
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５５３号
埼玉県本庄市児玉町児玉1278―１　根岸住宅西５号棟
破産者　佐向　　勝
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５５４号
東京都台東区台東２丁目７番４号
破産者　株式会社バイオバランス
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５５５号
東京都台東区西浅草１丁目４―７―402
破産者　和田　浩一
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５６４号
東京都北区赤羽北３丁目25番９号
破産者　有限会社ポイント
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５６５号
埼玉県さいたま市西区三橋６丁目1693―８
破産者　島田　康夫
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６０５号
東京都中央区八丁堀２丁目19番７号
破産者　株式会社マーケティング・アクト
１　決定年月日　平成25年９月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部